

日立労基協だより

— 第19号 —

発行所
日立市幸町 1 丁目 21 番 2 号
日立商工会議所会館 1 階
社団法人 日立労働基準協会

電話 (0294) 23 - 3431
E - mail:roukikyo@jsdi.or.jp
編集兼発行人 大内 傳之助

平成二十一年度 日立地区安全衛生大会を開催

六月五日（金）、日立労働会館において、各企業の安全衛生管理責任者及び担当者二百四十四名が参加され、平成二十一年度日立地区安全衛生大会が、日立労働基準監督署のご後援により、盛大に開催されました。

大会では冒頭に日立労働基準協会長による表彰式が行われ、別掲の安全衛生優良事業場賞四社と功績賞一名が表彰され、保科副会長と菊地署長より、祝辞とご挨拶をいただきました。

続いて「全国安全週間実施要綱」等について、日立労働基準監督署の小室次長より説明をいただきました。

特別講演は、ジャーナリストで（元）NHK解説主幹の吉村秀實氏より、「21世紀の安全を考える」事故や災害に学ぶ危機管理」と題した講演をいただきました。吉村氏は、NHK記者時代から数多くの事故や災害現場取材しながら企業の危機管理のあり方についてお話されました。

最後に安全について『そもそも「安全」は存在しない。常に存在するのは「危険」である。危険を如何に的確に予測し、確実に防止するかが安全である。』という言葉で締め括りました。

参加者は最後まで熱心に聴講されておりました。

最後に大会宣言が採択され、盛会のうちに終了いたしました。



表彰式



特別講演 吉村 秀實氏

平成二十一年度
全国安全週間スローガン
『定着させよう「安全文化」
つみ取ろう職場の危険』

受賞者紹介

- 一、安全衛生優良事業場賞
 - ・（株）佐々木製作所（北茨城市）
 - ・（株）中村自工深川製作所（高萩市）
 - ・（有）間宮プレス（日立市）
 - ・日立精錬（株）（日立市）
 - 二、功績賞
 - ・ 菊地 肇氏
- 日立化成工業（株）山崎事業所

平成二十一年度 優良従業員表彰式を挙行

五月二十二日(金)ホテル日航日立において、(社)日立労働基準協会長による平成二十一年度優良従業員表彰式が挙行されました。

会員事業場より推薦をいただいた六十三名の優良従業員に対し、表彰状と記念品が手交され、ご来賓の菊地日立労働基準監督署長よりご祝辞をいただきました。

最後に受賞者を代表して、日立電線(株)日高工場の稲部洋氏から謝辞が述べられ、表彰式は滞りなく終了いたしました。

式後受賞を記念して集合写真の撮影があり、写真は後日受賞者に送付されました。

今年度受賞された方々は下記のとおりです。



受賞者代表 謝辞

受賞者紹介

氏 名	事 業 場	氏 名	事 業 場
稲部 洋	日立電線(株)日高工場	斉藤 博	(株)日立茨城テクニカルサービス
北島 雅幸	日立電線(株)日高工場	高岡 勇一	(株)新和製作所
山本 数志	日立電線(株)日高工場	芳賀 孝二	日鉱金属(株)日立事業所
大内 敏	日立土木(株)	佐々木 茂	日鉱金属(株)日立事業所
和知 勉	東京発電(株)茨城事業所	石井 清一	日鉱金属(株)日立事業所
杉本 明	日興建設(株)	田川 栄二	(株)友工社
新村ノブ子	(株)コーヨー	鈴木 徳英	(株)茨城サービスエンジニアリング
加藤登志幸	(株)日立製作所日立事業所	小又 孝	日立電線ファインテック(株)
新倉 正貢	(株)日立製作所日立事業所	星 芳昭	(株)中村自工深川製作所
西 英信	(株)日立製作所日立事業所	鈴木 正明	日本醸造工業(株)
西野 学	日立地区通運(株)	小野 俊和	森六プレジジョン(株)
藤田 嘉瑞	日立電線商事(株)茨城支社	岡田 幸男	(株)日立ライフ
星 健一	佐々木興業(株)	後藤 博文	常陽電機工業(株)
池田 清明	A E 機器エンジニアリング(株)	和地 利昭	新宇佐美鉄工(株)
鈴木 洋一	高萩大建工業(株)	名久井 勝	日立化成工業(株)山崎事業所
蛭田 勝彦	(株)秋山工務店	高橋 秀人	(株)アイメタルテクノロジー
和田 茂	(株)秋山工務店	落合 清孝	日立電線ロジテック(株)
田中 尚	(株)日本 A E パワーシステムズ	杉平 初子	S M K (株)ひたち事業所
山口 敏男	マックスファスニングシステムズ(株)	森井 弘志	相鐵(株)
城井 朋美	アステラスファーマケミカルズ(株)	潮田 利行	(株)日立工業所
長谷川裕一	(株)ユーメック	小室 隆幸	(株)神峰精機
萩野谷優二	鈴縫工業(株)	石井 武彦	(株)武蔵野化学研究所磯原工場
山形 秀夫	日曹ファインケミカル(株)磯原工場	石川 信平	日立市企業局
野口 昭司	(財)関東電気保安協会日立事業所	渡辺 登	(株)カドワキ
小林 治	常磐塗装(株)	寺崎 秀敏	日鉱金属(株)磯原工場
本橋さち子	(株)八幡鉄工所	和田 覚	日本ケミコン(株)高萩工場
根本 充男	(株)日昌製作所	西野 清治	日立セメント(株)
鴨志田政人	茨城電機工業(株)	菊池 栄治	日立アプライアンス(株)多賀事業所
稲田 隆之	(株)ジーエス茨城製作所	渡辺 守俊	日立アプライアンス(株)多賀事業所
今川 勉	日立原町電子工業(株)	古川 正三	(株)日立製作所情報制御システム事業部
矢代 勝義	(株)岡部工務店	北島 雅美	(株)日立製作所情報制御システム事業部
豊田 良一	多賀土木(株)		

事業場紹介コーナー

日立セメント 株式会社



所在地：日立市平和町 2-1-1
業種：セメント製造業
従業員数：210名

弊社は、日立駅に隣接して位置し、明治40年に操業を開始、その後数々の変革を経て、昭和22年10月に現体制となり今年で62年目を迎えます。セメントの製造工程は大きく分けて3部門あり、1つ目が原料の混合・粉砕で主原料の石灰石と副原料（粘土やけい石等）を調合し乾燥させます。次に写真のタワー（サスペンションプレヒーター）上からその原料粉を徐々に予熱しながら写真手前の回転窯（ロータリーキルン）へ投入し1500℃で溶岩状に焼きます。その後一気に冷やすことで、石塊状のクリンカーと言うセメントの元になる物が出来ます。3つ目の工程では出来上がったクリンカーに石膏を混ぜてボールミルと言う粉砕機で粉にします。これでセメントの完成です。

創業以来、セメントを作り続けていますが、この20年間、時代のニーズにこたえるべく、産業廃棄物の有効利用に取り組んでまいりました。燃料の一部には廃プラスチックや廃タイヤを利用しています。さらに、副原料には浄水場の汚泥や鑄物砂を使用しており、特徴的なのは、これら廃棄物はセメントの一部として取り込まれるために、2次のな廃棄物が一切出ないということで、社会の環境浄化の一部に資しております。また、工場の余熱は「日立熱エネルギー(株)」に送り、日立駅前の「シビックセンター」「イトーヨーカドー」などの冷暖房事業に役立てています。こうして一貫してセメントを作ってきておりますが、これからも鋭意努力をかさね、より社会に貢献できる企業になるように努めてまいります。

平成 21 年度 全国労働衛生週間説明会開催のご案内

今年で第60回目を迎える全国労働衛生週間は、9月1日より9月30日までを準備期間、10月1日より10月7日までを本週間として展開されます。

当協会では、当該週間の趣旨をご理解いただき、事業場の取り組みに反映していただくため、本年度も下記により説明会を開催いたします。事業主及び安全衛生管理責任者・担当者等のご出席をお願い申し上げます。

1. 日時 9月11日（金）14：00～16：30（開場13：30）
2. 場所 日立労働会館 日立市幸町2-13-6（日立駅海岸口より徒歩5分）
3. 内容

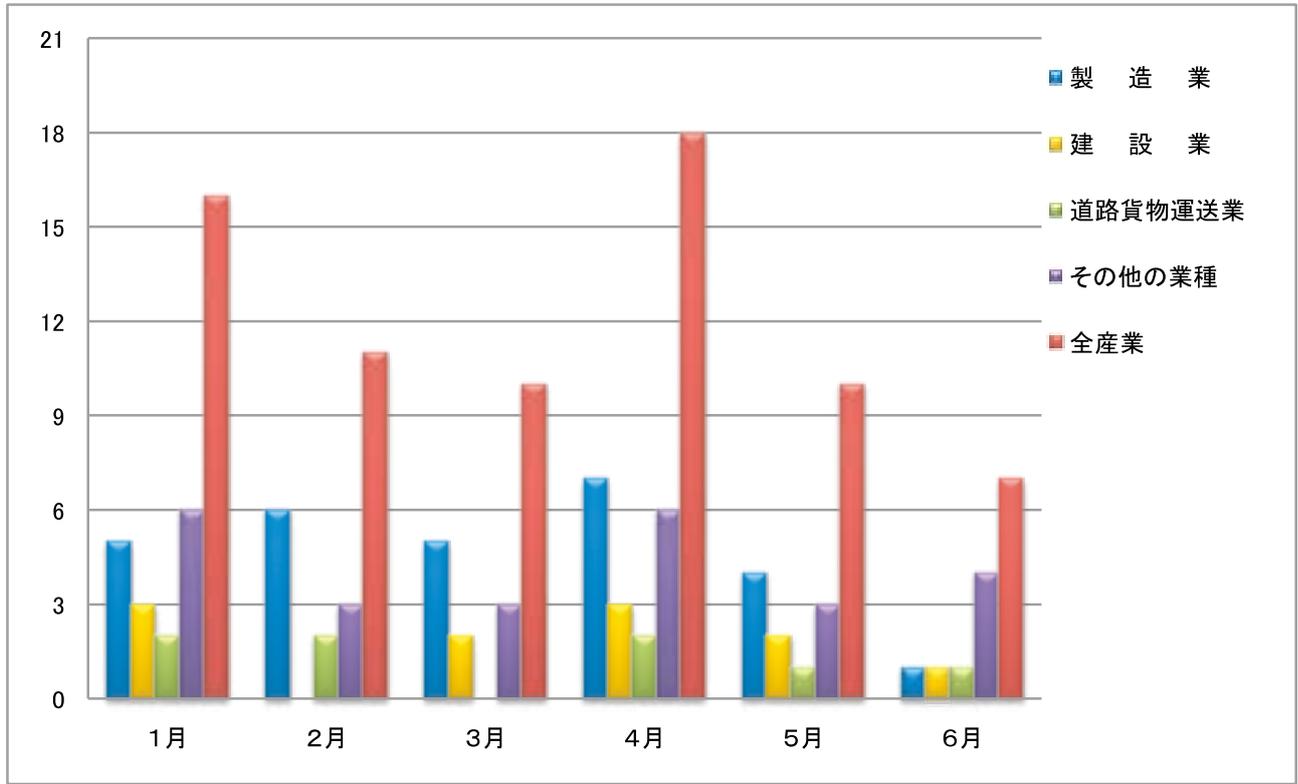
- (1) 全国労働衛生週間実施要綱等の説明
- (2) 特別講演「職場のメンタルヘルス対策 ～できるリーダーのためのメンタルヘルス実践講座～」

産業医科大学教授 池田 智子氏

※ 会場には駐車場がありませんので、車でお越しの際は実費にてシビックセンター等の駐車場をご利用下さい。

監督署からのお知らせ

日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況（速報）



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計	前年同期
製造業	5	6	5	7	4	1	28	40 (-12)
建設業	① 3	0	2	3	2	1	① 11	13 (-2)
道路貨物運送業	2	2	0	2	1	1	8	13 (-5)
その他の業種	6	3	3	6	3	4	25	38 (-13)
全産業	① 16	11	10	18	10	7	① 72	104 (-32)

6月末までの平成21年災害発生件数（休業4日以上）（7月10日現在）○は死亡で内数（ ）は前年との比較

平成21年死亡災害事例

事業の種類	職 種 経験年数	事故の型	災 害 の 概 要
		起因物	
その他の建築工 事業	屋根ふき工 19年	墜落・転落	瓦葺き替え作業において、当日の作業を終え、屋根に雨漏り防止のブルーシートを敷き、木で固定しようとしてブルーシートの上を歩いていたところ、足を滑らせ高さ約4mの屋根から墜落した。
		屋根・はり・もや・けた・合掌	

労働安全衛生規則（足場等関係）が改正されました

建設業等において、高所からの墜落・転落による労働災害が多発していることから、今般、足場等からの墜落防止等の対策の強化を図るため、労働安全衛生規則の一部が改正され平成 21 年 6 月 1 日から施行されました。主な改正点は次のとおりです。

I 足場からの墜落防止措置等の充実

★墜落防止措置

※わく組足場の場合

交さ筋かい下部のすき間からの墜落を防止するため、「交さ筋かい」に加え「高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下の位置への下さん」か「高さ 15 センチメートル以上の幅木の設置」（下さん等）、あるいは「手すりわく」

※わく組足場以外の足場の場合（一側足場を除く）

手すりの下部からの墜落を防止するため、「高さ 85 センチメートル以上の手すり等」に加え「中さん等」

★物体の落下防止措置

物体の落下防止措置として「高さ 10 センチメートル以上の幅木」、「メッシュシート」又は「防網」（同等の措置を含む。）の設置

II 足場の安全点検等の充実

★ 足場の点検について次の措置が新たに必要です。

1 その日の作業開始前の「手すり等の取りはずしや脱落の有無の点検」の実施

2 悪天候や足場の組み立て・一部解体若しくは変更の後の同様の点検の実施

2 の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、保存することとされました。

※ 架設通路、作業構台についても、「高さ 85 センチメートル以上の手すり等」に加え「中さん等」の設置の措置が必要となりました。

また、足場と同様、作業開始前、悪天候等の後の点検が義務付けられ、悪天候等の後の点検については結果の記録と保存が必要です。

* 「中さん等」とは、「高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下のさん」又は「これと同等以上の機能を有する設備」のことであり、後者には高さ 35 センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム、金網及び X 字型の 2 本の斜材（労働者の墜落防止に有効なものに限る）があります。

「下さん等」とは、「高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下のさん」「高さ 15 センチメートル以上の幅木」「これらと同等以上の機能を有する設備」のことであり、同等以上の機能を有する設備には、高さ 15 センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム及び金網があります。

「手すりわく」とは、高さ 85 センチメートル以上の手すり及び高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下のさん又はこれと同等の機能を一体化させたものであって、わく状の丈夫な側面防護部材のことです。

改正 石綿障害予防規則の概要

平成 17 年 7 月に石綿障害予防規則が制定され、その後も改正が行われてきましたが、今般、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の充実のため、石綿障害予防規則の一部が改正され、平成 21 年 4 月 1 日より施行されています。

主な改正点は以下のとおりです。

(1) 事前調査結果の掲示

建築物の解体等の作業を行う際、実施しなければならない石綿等の使用の有無に関する事前調査の結果等を、労働者が見やすい箇所に掲示することが必要となりました。

(2) 石綿等の切断等の作業を伴う保温材、耐火被覆材等の除去の作業に係る措置

石綿等の切断等の作業を伴う保温材、耐火被覆材等の除去の作業についても、吹付け石綿の除去の作業と同様に隔離の措置を行うことが必要となりました。

(3) 負圧除じん措置（集じん・排気装置）の設置等

吹付け石綿の除去等の作業を行うに当たっては、隔離の措置のほか、作業場所の排気に集じん・排気装置を使用すること、作業場所を負圧に保つこと、作業場所の出入口に前室を設置することが必要となりました。

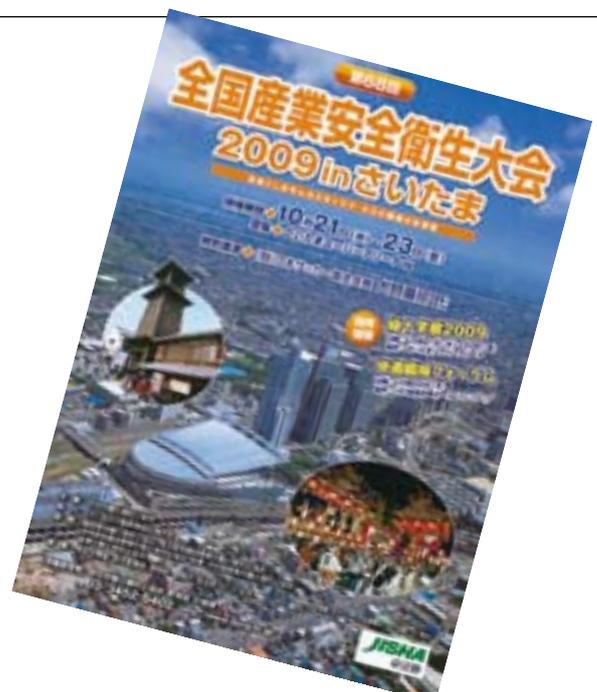
(4) 電動ファン付きの呼吸用保護具等の使用の義務付け

隔離の措置を講じた作業場所における、吹き付けられた石綿等の除去の作業に労働者を従事させる場合、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクを使用させることが必要となりました。

(5) 隔離の措置の解除に当たり講ずべき措置

隔離の措置を行ったときは、石綿等の粉じんの飛散を抑制するため、隔離した作業場所内の石綿等の粉じんの処理等を行った後でなければ、隔離を解くことを禁じることにしました。

※ 詳しくは、日立労働基準監督署（0294-22-5187）までお問い合わせください。



労働基準法の一部が改正となります

～ 平成 22 年 4 月 1 日から施行 ～

1 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

1 ヶ月に 60 時間を超える時間外労働を行う場合は、割増率 50%以上

○ 1 ヶ月 60 時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が現行の 25%から 50%に引き上げられます。

※割増賃金率の引き上げは、時間外労働が対象です。休日労働（35%）と深夜労働（25%）の割増賃金率は、これまでどおり変更ありません。

○ただし、中小企業については、当分の間、法定割増賃金率の引き上げは猶予されます。

※猶予される中小企業の範囲は、つぎのとおりです。またこれらは事業場単位でなく企業（法人または個人事業主）単位で判断します。

①資本金の額または出資の総額		または	②常時使用する労働者数が	
小売業	5,000 万円以下		小売業	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下		サービス業	100 人以下
卸売業	1 億円以下		卸売業	100 人以下
上記以外	3 億円以下		上記以外	300 人以下

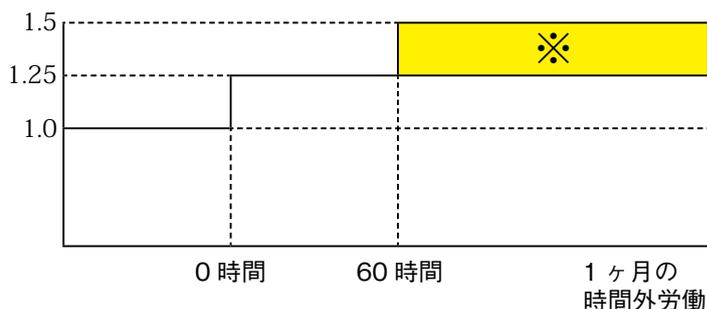
労使協定により割増賃金の支払に代えて代替休暇を取得させることができます

○事業場で労使協定を締結すれば、1 ヶ月に 60 時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分（改正後の 50% から現行の 25%を引いた差の 25%分）の割増賃金の支払に代えて、代替休暇を付与することができます。

○労働者がこの代替休暇を取得した場合でも、現行の 25%の割増賃金の支払いは必要です。

○この代替休暇は有給でなくてはなりません。また、労働基準法第 37 条の年次有給休暇とは別の制度となります。

賃金割増率



※の部分について、労使協定により、割増賃金の支払に代えて、代替休暇の付与が可能

この労使協定は事業場において代替休暇の制度を設けることを可能にするものであり、個々の労働者に対して代替休暇の取得を義務づけるものではありません。個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意思により決定されます。

2 割増賃金引上げなどの努力義務が労使に課せられます

○ 1 ヶ月 45 時間を超える時間外労働を行う場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、

①特別条項付きの労働協定では、1 ヶ月 45 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること

② ①の割増率は法定割増賃金率（25%）を超える率とするように努めること

③ 1 ヶ月 45 時間を超える時間外労働を出来る限り短くするように努めること

が必要となります。

※企業の規模にかかわらず適用されます。

3 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります

○現行では、年次有給休暇は 1 日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1 年に 5 日を限度として時間単位で取得できるようになります。

※労使協定において、時間を単位として与えることとされる有給休暇 1 日の時間数（1 日の所定労働時間を下回らないものとする）等を定める必要があります。

※企業の規模にかかわらず適用されます。

日立労働基準監督署では、改正労働基準法の内容について、次のとおり説明会を開催いたします。ぜひご参加ください。

日 時：平成 21 年 10 月 9 日（金）午後 1 時 30 分から

場 所：多賀市民会館

参加費：無料

※駐車場をご利用の場合有料となります。また、会場の駐車場には台数に限りがあります。

日立労働基準監督署 新任職員紹介 (平成 21 年 4 月 1 日付 人事異動)

次 長

小室 順

第一方面主任監督官から次長に内部異動となりました。日立労働基準監督署の勤務は 4 年目になります。平成 18 年 4 月に日立署に赴任した時と比べますと、死亡災害など重大な災害が減少し、これも皆様のご努力の賜物であると思っております。

企業を取り巻く環境は依然として厳しいものがあると思いますが、よりよい職場環境の実現のため努力してまいりますので、引き続き会員の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

業務課長

飯村 守

日立監督署では業務課ということで、庶務、会計等の業務となります。皆様方がご利用しやすい監督署づくりに努めていきたいです。出身が県西のため、県の北東部のことは歴史も地理も全くわかりませんので、この機会にぜひ土地柄や歴史等に触れていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

第一方面主任監督官

尾畑 宏忠

茨城労働局総務部企画室から赴任してまいりました。日立労働基準監督署は、平成 7 年以来 14 年ぶりの勤務となります。依然として厳しい経済情勢のなか、日立署管内の状況は以前と比べだいぶ変化しているとの印象です。微力ながら、労働条件の確保、労働災害の防止に努めてまいります。会員皆様のご協力をお願いいたします。

労災課労災保険給付調査官

片根 博昭

茨城労働局労働保険徴収室より赴任してまいりました。

労働保険徴収室では労働保険にかかる決算業務を担当しておりました。

日立署は 3 年ぶりの勤務となりますが、皆様から信頼される監督署を目指し職務に全力を尽くしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第三方面労働基準監督官

土井 宜昭

水戸労働基準監督署より転任してまいりました。日立監督署において安全衛生業務を担当させていただくこととなりました。大変微力ではございますが、皆様方といっしょに働く人の安全と健康確保に努めていく所存です。よろしくお願いいたします。

労災課厚生労働事務官

青木 英雄

茨城労働局総務部労働保険徴収室より赴任してまいりました。

初めての監督署勤務となり、色々と分からない部分がありますが、微力ながらも皆様のお役に立てるよう励んで参りますので、宜しく申し上げます。

平成 21 年度 事業計画 (9 月以降の協会行事等)

月	行 事	場 所 ・ 他
9 月	労働衛生週間説明会 (11 日)	日立労働会館
10 月	労働条件実務担当者講習会 (9 日)	多賀市民会館
11 月	安全衛生研修会 (工場見学・特別講演他) (20 日)	詳細 後報
1 月	第 2 回役員会 (29 日)	ホテル天地閣
1 月	日立労基協だより第 20 号発行	
そ の 他 の 行 事		
9 月	免許 (学科) 出張試験 (6 日)	水戸 茨城大学
10 月	茨城県産業安全衛生大会 (5 日)	ホテルレイクビュー水戸
10 月	全国産業安全衛生大会 (21 日～ 23 日)	開催地 埼玉

今後の講習・教育等開催案内 (8 月以降)

	種 別	開 催 日
技能講習	玉掛け	8/27～29 10/15～17 12/10～12 2/18～20
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	12/8～9
	有機溶剤作業主任者	8/25～26 11/11～12 2/16～17
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	10/27～30 2/23～26
	ガス溶接	9/4～5 3/5～6
	フォークリフト運転 (学科)	9/3 10/14 11/17 1/13
特別教育	アーク溶接	11/13～14
	クレーン運転	10/2～3
	研削といし (自由研削)	2/6
	研削といし (機械研削)	3/12～13
	プレス・シャー	12/18～19
電気 (低圧) 取扱業務	9/18～19	
講習会	職長教育	9/16～17 11/5～6 1/20～21 3/10～11

- ※ 1. 学科の会場は原則として日立商工会議所会館です。
 2. 開催日は講師及び会場の都合等により変更になることもありますので、各種別毎の開催案内にてご確認下さい。

日立労働基準監督署の窓口案内

第一方面	就業規則届、寄宿舎規則届の受付
第二方面	適用事業報告、時間外・休日労働協定届の受付
総合労働相談コーナー	賃金、労働時間、解雇等の申告相談 最低賃金、家内労働関係の相談 その他一般労働条件の相談
第三方面	建設工事計画届、機械等設置届の受付 労働者死傷病報告の受付 ボイラー、クレーン等設置届の受付 その他安全衛生関係の相談
労 災 課	労災保険補償給付請求書の受付 労働保険の加入手続き、申告書等の受付 その他労災補償関係の相談
業 務 課	庶務、会計、賃金統計調査、その他